

記入例

えびの次郎

えびの太郎

様式例第4号の2

農業委員会に提出した日、受付された日。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

宮崎県知事 殿

年 月

譲受人 氏名 **えびの太郎**

譲渡人 氏名 **えびの次郎**

えびの太郎印

えびの次郎印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

登記簿の住所と異なるときは、住所の移転の履歴の分かる証明書。戸籍の附票、住民票など。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所		職業				
	譲受人	えびの太郎	宮崎県えびの市大字栗下1292番地		会社員				
	譲渡人	えびの次郎	宮崎県えびの市大字栗下1234番地		農業				
2 許可を受けようとする土地の住所等	土地の所在	地番	地目	面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
	えびの市大字栗下字前中島	1234番1	田 田	500 m ²	水田	米510kg		都市計画区域内	
	以下余白								
	計	500 m ²	田 500 m ²	畑 — m ²	採草放牧地 — m ²				
3 転用計画	(1) 転用の目的	一般個人住宅		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細 別紙のとおり					
	(3) 事業の場業期間	3年4月1日から 永久 年間 原則工事完了日からその翌日になります。							
	工事計画	第1期 (着工3年11月1日から 4年3月31日まで)	申請地の選択に至った経緯、代替地の検討結果等できるだけ詳細に記載。別紙。						
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	申請地外も含めた事業に供する全体面積を記入する。
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	土地造成			500 m ²			500 m ²		
	建築物	木造2階建住宅	1	119 m ²		1	119 m ²		
		木造車庫	1	40		1	40		
	小計		2	159	500	2	159	500	
	工作物								
	小計								
計		2	159	500	2	159	500	事業に供する全体面積を記入する。	
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他			
	所有権	設定	移転	許可日	永久年間				
5 資金調達についての計画	融資1500万円及び自己資金300万円 計1800円 費用内訳（住宅建築費1400万円、車庫建築費100万円、造成費200万円、諸経費100万円）							資金の状況を個別に記入し、合計金額も記入。	
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	例 家庭廃水は、合併浄化槽により処理後東側水路へ排水します。 排水先水路については、〇〇土地改良区と協議済みです。 西側農地への土砂流出を防ぐため土留めブロックを設置します。 除草剤を散布する時は周辺農地に影響がないようにいたします。							排水処理、近隣地への対策など該当するものがあれば記入。	
7 その他参考となるべき事項	申請地出入りの際の水路横断に関しては、市建設課と占用について協議済みです。 建築確認について土木事務所と事前協議済みです。							事前協議が必要な事項があれば、協議した旨を記載。	

(別紙) 農地法第5条関係3 転用計画
(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細

文例

私は、会社員で、現在家族4人で借家に住んでいますが、長子の小学校入学を機に住宅を建築しようと計画しました。

初めは他の土地をあたったのですが、生活のうえで条件に合う土地が見つからず、小学校等に近い申請地にたどりつきました。

申請地所有者も快く相談にのっていただき売買の運びとなったため、申請するものです。

周囲は農地ではありますが、日照等営農上の支障は無いと判断します。また、隣接農地所有者にも相談済みです。

〈各項目の注意点・記載要領〉

譲受人・譲渡人

氏名は、住民票または戸籍のとおり、性格に記載する。(旧字はそのとおりに記載。)
印鑑は、認め印で可。譲渡人、譲受人同じ姓の場合、同一の印鑑は不可。シャチハタ不可。
行書書士による申請の場合、書士の氏名欄を申請人の欄の下欄に設ける。
なお、行政書士によるその旨の内容の委任を受けている場合、譲渡人、譲受人の押印は省略できます。

2 申請者の住所等

- ・住所は、住民票のとおり記載。登記簿謄本の住所と相違する場合は、現住所と登記簿謄本の住所の履歴が判る証明書類(たとえば、住民票や戸籍の附票)
- ・比名の住民票記載のとおり記載する。旧字体も旧字体で記載する。簡略文字に爰換しない。
- ・職業は、収入の多いものを記載。

3 許可を受けようとする土地の所在等

- ・「所在、地番」は、登記簿謄本のとおり記載する。2筆以上ある場合は、所在欄は「同上」と記載する。3筆以上ある場合は、所在欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に作成する。その際は、申請書と「割り印」をする。
- ・「現況地目」は、不動産登記法にある地目のうち、最も近い地目を記載する。たとえば、駐車場化しているところは「雑種地」と記載。
- ・「面積」は、登記上小数点以下がある場合も、登記のとおりに記載する。
- ・転用面積は、必要最小限の面積とします。たとえば、一般住宅の場合500㎡以内、農家住宅の場合1000㎡以内を原則とします。
- ・「利用状況」は具体的に表現する。田は一毛作、二毛作の別、畑は、普通畑、果樹園、栗園、茶園。利用されていない場合は不耕作、すでに転用されている場合は、駐車場、住宅地など。
- ・「10aあたりの収穫高」は、水稻の場合は米550kg、普通畑は、甘しょ、大根2tなどと収穫高を記載。
- ・「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」は都市計画区域内または外を記載。
- ・土地の所在欄の最後の筆のあとに「以下余白」を記入。
- ・「所有権以外の使用収益権が設定されている場合」は、その欄に「権利」と「権利者名」を記載。使用貸借権設定の場合は記載不要。

3 転用計画

- ・(1) 転用の目的は、具体的に記載する。たとえば、「一般個人住宅」、「駐車場」、「一般個人住宅および車庫」、「杉の植林」、「農業用作業所」、「農作物加工場」など。
- ・「権利を設定し、または移転しようとする詳細な事由」は、土地を選定した経緯など、できるだけ詳細に記載する。既に転用されている場合は、当該申請地を転用するに至った経緯も含めて記載す

る。

- ・(3)「事業の操業期間又は施設の利用期間」は、既に転用されている場合は、実際の転用時期を記載する。月日が不詳のときは「月日不詳」と記載する。
- ・「工事計画」は、6か月以上にまたがる場合は、2期工事に分けて記載。申請地以外に一体的に含まれる土地についても記載する。車庫と倉庫敷部分だけを転用申請する場合、付属する主たる住宅部分も事業が一体として利用するものであり、計画の中に加える。

4 転用の時期及び目的にかかる事業又は施設の概要

記入例

	名称	棟数	建築面積	所要面積
土地造成				※1 500m ²
建築物	住宅(木造平屋)	1	120m ²	
同上	車庫(鉄骨)	1	30m ²	
同上	倉庫(木造)	1	15m ²	
工作物				
計		3	165m ²	500m ²

※1 事業面積に申請地外の筆も含む場合、所要面積に加えて表記する。

例えば、申請地(地目;田で住宅地)が500m²、申請地以外(地目が雑種地で進入路)300m²だった場合、800m²を「所要面積」欄に記入します。

造成を行わない場合でも、事業面積の合計(申請地外を含む)を記入します。

5 資金調達についての計画

- ・資金計画;自己資金か、融資化を明記。あわせて金額も万単位で記載。
- ・費用内訳;費用の内訳を記載。万単位で記載。
- ・最後に合計金額を記載。
- ・転用目的が「事業の用」に供する場合は、土地取得費まで含めて800万円以上場合は「資金証明書」を添付する必要があります。

6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

- ・排水を伴う場合は、排水先及び排水経路、方法を明記。
- ・申請地が土地改良区域内に位置する場合は、土地改良区へ転用届を提出。
- ・畜舎の場合は、土地改良区の有無にかかわらず、水利関係者への打診。その旨記載。
- ・土地改良区管轄の水路へ排水する場合は、土地改良区の意見書を添付。その旨記載する。
- ・その他、隣接農地等への土砂の流出、近隣の民家への騒音、隣接農地日照問題など関係があれば、その旨記入し、対策を明記してください。

7 その他参考となるべき事項

- ・建築物等は、土木事務所と建築確認協議をしていればその旨記載。
- ・他の権利等(申請地に関連する水路や道路などの占有)が存在し、事前協議をしていればその旨記載。
- ・登記簿謄本内にその他の権利がある場合、地上権や地役権、仮登記などの記載があるときは、注意する。

添付図面

土地利用計画図（記載例）

転用する筆（土地）にどのように配置するのかを実際の計画に添って記入してください。
建築士等に設計依頼をされ、設計図面等が完成している場合は、その図面のコピーを提出されてもかまいません。

